

事務名	墓地、納骨堂及び火葬場の工事完了の届出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 20 条

墓地等の経営者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。